

これは、このACSAは違憲無効の条約であると、憲法に照らして違憲無効の条約であるということ、まず国民代表の国会議員としてこの委員会の場で申させていたいただきたいと思えます。その上で質疑をさせていただきます。

まず、稲田大臣に伺います。

このACSAが適用される存立危機事態、集団的自衛権行使でございますけれども、昨年の臨時国会から、私は稲田大臣に対して、安倍政権の集団的自衛権を合憲とする唯一の根拠、今私が手に持っておりますいわゆる昭和四十七年政府見解、この中に、これが作られた当時から、作った吉内閣法制局長官らの手によって、彼らの頭の中に、集団的自衛権行使を許容する憲法九条の基本的な論理なるものが頭の中に存在して、それが書き込まれた、つまり、これは集団的自衛権は合憲と書いてある文書である。じゃ、この前後にそういう政府見解があるんですか、国会答弁であるんですかと聞くと、当然、ありませんと安倍内閣は言います。ただ、これだけは作られたときから集団的自衛権が合憲と書いてある政府見解である。ゆえに、安倍政権の解釈変更は従来の解釈の枠内のものであり、その具体的な当てはめであつて、違憲でない、そういう主張をされております。

今私が申し上げた内容ですけれども、お手元に配らせていただいている配付資料ですね、配付資料の議事録ですけれども、右の六月十一日の横島長官答弁、そして下の八月三日、それぞれ平成二十七年ですけれども、その答弁。左が昨年の十月二十日の稲田大臣の答弁で、稲田大臣の一番下の答弁箇所でございますけれども、私の質問、平成二十七年六月十一日、また八月三日の横島長官に対する質問で、その長官の答弁ですね、答弁の法理を政府として稲田大臣は引き継いでいるかということをお聞きしたら、そういうことでございますというふうに言っております。

つまり、安倍内閣の解釈変更というのは、ある社会的な事実、この四十七年見解の中に集団的自

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。藤田委員に続き、御質問をさせていただきます。

この度の審議の対象になっているACSAでございますけれども、私は一議員として、このACSAが対象としている存立危機事態あるいは重要影響事態等の後方支援など、安保法制における違憲の自衛隊の行動を前提とし、かつ法的にそれを対象としているものでありますので、私はこ

衛権が作られたときから合憲と書いてあるかどうか、それが事実であれば、安倍政権の主張によれば合憲になるかもしれないけれども、これが事実でなければ何の根拠もない不正行為。かつて、STAP細胞がありましたという科学における一大事件がありましたが、あれと同じで、ある事実の捏造によってある法論理を捏造したという単なる、といっても我が国の民主制における空前絶後の暴挙となるわけでございます。

まず、稲田大臣に伺います。
先日の参議院の本会議、このACSAの私が代表質問をさせていただいたときの安倍総理に伺った質問を稲田大臣にさせていただきます。自衛隊員の命を預かる大臣として、自衛隊員の命と尊厳に懸けて、逃げることなく答弁ください。

稲田大臣がこの昨年の十月の二十日におっしゃったように、この四十七年政府見解の中に、それを書いた吉國長官らの当時の頭、理解の中に、憲法九条において集団的自衛権が可能であるというふうな基本的な論理があつて、それを書き込んだというふうな言っているんですけれども、この四十七年見解が作られた当時から、作られた人たちの手によって集団的自衛権が合憲と書かれた文書である。それが事実ではない、もしそれが事実でなければ、稲田大臣は防衛大臣を辞職するとともに、憲法尊重擁護義務を負う国会議員、国会議員も辞職すると、その覚悟を持って今防衛大臣をお務めになつておられると、そういう理解でよろしいでしょうか。その覚悟についてだけ端的にお答えください。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、四十七年見解ですね、その四十七年見解の基本的な論理、これを分かりやすく申し上げますと、憲法九条の下でも……(発言する者あり)
○委員長(宇都隆史君) 答弁中ですので、御静粛に願います。

○国務大臣(稲田朋美君) 外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合

には、例外的に自衛のための武力の行使が許されるというものなんです。(発言する者あり) 政府見解は。そうなんです。

平和安全法制においても昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本論理は全く変わっていないし、そして、憲法九条についての唯一の最高裁であるところの砂川判決の考え方も軌を一にしております。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁です。これは憲法に規定されていますけれども。そして、平和安全法制はその考え方に沿った判決の範囲内のものであつて、憲法に合致したものです。

また、この平和安全法制は、国権の最高機関である国会で二百時間を超える充実した審議の下で野党三党の賛成も得て成立をし、現行憲法の下で適切に制定されたものであります。平和安全法制に關しては、安倍総理から、その内容及び法の施行について、内閣の長たる内閣総理大臣として、そして自衛隊の最高指揮官としてあらゆる責任を負う覚悟であります。答弁されております。私も、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくと、このことでございます。

○小西洋之君 今、安倍総理の三十一日の代表質問での答弁を引用されておりましたけれども、ちなみに安倍総理は内閣総理大臣としてあらゆる責任を負うということをおっしゃつてはいたんですが、私が明示にお尋ねいたしました内閣総理大臣を辞職するか、辞職することについて答弁はありますか。また、国会議員を辞職する覚悟があるかということについても答弁はございませんでした。

稲田大臣に重ねて伺います。大臣の下の全自衛隊員は、服務の宣誓、全ての自衛隊員がこのような宣誓を行つております。我々自衛隊員は、憲法及び法令を遵守し、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応えるという命の宣誓を行つております。つまり、自衛隊員は、稲田大臣がおっしゃつておられる集団的自衛権は合憲であるという、稲田大臣を始め

とする安倍内閣の手によって解釈変更して作られた新しい憲法九条の解釈、そしてその下での安保法制を遵守して、その下での集団的自衛権の発動で命懸けで戦うというふうに誓つておられるわけでございます。

稲田大臣に重ねて伺います。覚悟だけを端的にお答えください。覚悟だけを。自衛隊員の信用を失いますよ。防衛大臣として、昭和四十七年政府見解が作られたときからその中に集団的自衛権は合憲と書いてあるというその安倍内閣の主張が事実と異なる場合は、自衛隊員の服務の宣誓、命懸けの宣誓に照らして、大臣を辞職し、そして国会議員を辞職するその覚悟を持って今防衛大臣としての職責に在る、そういう理解でよろしいですか。覚悟だけをお答えください。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、その四十七年見解に対する前提が全く違う中でその質問にお答えする必要はないと考えますし、先ほどから申し上げておりますように、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくと、このことでございます。

○小西洋之君 前提が違うんです。それが事実だというふうな、四十七年見解の中に集団的自衛権が存在するという安倍内閣の主張が事実という確信があるから言つておられるわけですね。だから、もつて前提が違うとおっしゃつておられるんですね。

でしたら、その御自分の事実の確信、しかも、稲田大臣、あなたは弁護士じゃないですか。法の専門家じゃないですか。そのあなたの事実の確信に基づいて、もしそれが事実でないのであれば、大臣を辞職し、かつ国会議員を辞職する、そういう覚悟で防衛大臣を務めているというふうな理解してよろしいですか。その覚悟を答弁ください。

は事実でございます。
しかしながら、私は、この平和安全法制、最高裁にも合致しているし、憲法にも合致しているということをする述べております。その上で、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくということに尽きるということでございます。

○小西洋之君 三度覚悟をお伺いして、何もお答えになりませんでした。
では、稲田大臣に伺います。将来、内閣において集団的自衛権を発動して、その発動における自衛隊員の死傷の原因として、あるいはほかの国民でも結構です、の死傷の原因としてでも結構です、国家賠償の訴訟が起されて、最高裁で安倍政権の解釈変更は違憲無効である、安保法制の集団的自衛権に關するものは違憲無効であるという最高裁判決が確定した場合に、あなたは大臣を辞職し、そして国会議員を辞職する、そういう覚悟で今防衛大臣を務めているという理解でよろしいですか。覚悟だけ端的にお答えください。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、この平和安全法制が憲法に違反しているという前提で委員は御質問されております。しかし、私は、憲法に合致しているし、さらには与党だけではなく野党三党の賛成も得て、より幅広い合意を形成した上で成立している法律でございます。

したがって、るる委員は、憲法に違反している、さらには仮定的な前提を置いて質問されておりますので、その質問についてお答えをする立場にはないということでございます。

○小西洋之君 最高裁で違憲判決が確定しても国務大臣及び国会議員を辞職する覚悟すらないということ、答弁だというふうな理解をさせていたいただきます。
今、仮定的なようなこと、非常に失礼極まりないことをおっしゃつておりましたけれども、昭和四十七年政府見解が何の法理的な論理もない単なる不正行為であることは、四十七年見解を作ったときの吉國長官、あるいはそれを作つた当時の真田次長、あるいは角田第一部長の見解前後

の国会答弁、また、昨年、私、この委員会の場で御紹介しましたように、角田当時の第一部長、後に長官、最高裁判事にもなられた方ですけれども、御存命でございます、生き証人として、四十七年見解に集団的自衛権は合憲と書いているという文書ではないと、当時誰もそんなことは考えていなかったというふうな明言しているところがございます。また、同時に作らねたいわゆる防衛庁政府見解には、四十七年見解の同盟国などに対する外国の武力攻撃という説替えが法的な論理として絶対許される余地がないことが明々白々に示されております。

こうした安倍政権の解釈変更が不正の行為であるということについては、昨年の朝日新聞、東京新聞などの社説報道、憲法学者の学術論文、安倍内閣だけです、合憲だと言っているのは、そのことだけ申し上げさせていただきますと思います。

今の稲田大臣の答弁を伺って、まさに政権奪還して、自衛隊員を、違憲の戦争で殺される前に自衛隊員を守らなければいけない、我々民進党のその責務というのを改めてかみしめさせていただきますところでございます。

では、ちょっと重ねて伺います。このACSAの運用を担う稲田大臣の教育勅語に関する認識について伺います。

本日は、その前提として、水落副大臣、大変お忙しい中、お越しいただきました。副大臣は、四年前にいじめ防止対策推進法、私も与野党協議の責任者の一人を務めさせていただいたんですけれども、参議院選挙前に国会が、日程が荒れた、荒れる直前に、子供たちのためにその法案を通してくださった、本当に心から尊敬する政治家でございます。本来、義家副大臣にお願いをしていたんですが、ちょっとほかの委員会との関係で水落副大臣にお越しいただいたということで、尊敬する大臣に恐縮ですが、私も公務でございますので、ちょっと心を鬼にして教育勅語の問題について伺わせていただきたいと思います。

さきに民進党の議員の質問主意書、あるいはもつとと言うと安倍内閣で下村文科大臣が着任されてから実は教育勅語に関するその法解釈は変わってしまっているんですけれども、今、安倍内閣は、憲法や教育基本法などに違反しない形であれば教育に関する勅語、教育勅語を教材として用いることまでは否定されていることではないというふうな見解を示しております。

では、副大臣に伺いますけれども、具体的に、教育勅語を学校教育で使う場合に、憲法や教育基本法などに反しないような形というのは具体的にどういう用い方を考えていらっしゃるんでしょうか。こういう答弁をされているわけですから、当然具体例を念頭に置いてのことであるはずだと思います、お願いいたします。

○副大臣(水落敏栄君) お答えいたします。道徳に限らず全ての教科等の教材に共通する考え方を申し上げれば、学校教育法第三十四条第二項の規定に基づき、学校における教科書以外の教材は、法令等に従った有益適切なものである限り、校長や設置者の判断と責任で使用され、学校の創意工夫により指導されるものであると思っております。

そのため、文部科学省は、これらの教材の適正な取扱いについて法令等の趣旨に従っていることなどの留意点を示し、校長や設置者が教材について適切な取扱いを行うよう指導を行っておりますけれども、基本的に各学校における個別具体的な教材の是非については判断する立場にはございません。

仮に、学校における教育活動や使われている教材が教育勅語を我が国の唯一の根本として戦前のような形で学校教育の中に取り入れて指導するものであれば適切ではなく、所轄庁や設置者である教育委員会において適切に対応すべきものと考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。今おっしゃいましたその有益あるいは適切かどうか、として文科省が考えられる具体例、教

育勅語を教育現場で使う教材として、その具体例について、政府参考人でも結構ですのでお願いいたします。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。

具体例についての御質問でございますけれども、今副大臣の方から御答弁させていただきましたとおり、各学校において教材を用いてどのような教育活動が行われるかということにつきまして、各校長、設置者の判断と責任で行われるというものでございますので、基本的に各学校における個別具体的な教材の是非については文部科学省において判断する立場にはないと、このように御答弁させていただきます。

○小西洋之君 今の審議官の答弁はとんでもない答弁でございます。配付資料の次のページをおめくりいただけますでしょうか。これは、過去、衆参の本会議で教育勅語の排除等ということで決議をされた決議文でございます。

衆議院の方を上に置いておりますけれども、教育勅語の根本理念は主権在君、あと神話的国体観に基づいているので、明らかに基本的人権を損ない、国際信義に対して疑念を残すものとなる。趣旨説明の中で、教育勅語が持つところの根本原理を我々としては現在認めることができない、新憲法の精神に合致し難い。参議院の趣旨説明においては、教育勅語の性格の問題は、要しませんが、教育基本法に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして一層明瞭になる、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するということふうに言われているところでございます。

これらの趣旨説明やこれらの決議、当時の文科大臣は尊重する、また松野大臣も前回の予算委員会でも尊重しているということをおっしゃられておりましたけれども、であるならば、であるならば、憲法や教育基本法の根本理念と相反するものである、だからこそ、この本会議の決議で、全国

の学校にまだ残っていた教育勅語の謄本を全部回収するようなことを文科省はしているわけでございますけれども、にもかかわらず、何らかの形で教育に関する勅語を教材として用いることは否定されたいというふうな文科省おっしゃっているわけですから、具体的な例があるはずですよ。

先ほどの審議官の答弁は各学校の御判断というふうなことを言いましたけれども、文科省として、そうした政府見解を出したときに念頭に置いている具体的な活用例を述べてください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返して恐縮でございますけれども、各学校において教育活動がどのように行われるかということについては、校長、設置者の責任においてなされるということでございます。仮にこれが、教育勅語は法制上効力がもう喪失しているというわけでございますので、こういったことも含めた、法令上に照らして適切でないということであれば、設置者ないし教育委員会において適切に対応がなされるものでありと承知しております。

○小西洋之君 全く具体的な答弁ありません。じゃ、審議官に伺いますけれども、憲法や教育基本法などに反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないということの安倍内閣、政府の見解は、文科省において、教材として持ち得る、具体的にどのような場合に用いられるか、そのケースを全く想定せずに作られた国会に対して行われた答弁であるというふうな理解していいですか。想定されているのでしたら、その具体的な想定例をここで具体的に答弁してください。ないんだつたらないと明確に答弁してください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 先ほど御答弁させていただきましたこととあり、具体的な教材の活用は是非について、文部科学省としてはその判断をする立場にはないということをおっしゃったところでございます。

また、小西議員の御指摘の、教材として活用することを否定するものではないということにつき

ましては、先般の質問主意書におきまして、教材を学校で用いるべきことを禁止すべきではないかというお問い合わせをいただいたものですから、これについて、先ほど副大臣からも御答弁させていただきましたように、教材の法律的な性格上必ずしも否定すべきものではないと、こういった答えになつたものであるというふうに理解しております。

○小西洋之君 否定されるものではないと言っている以上、どういふ場合に否定されないのか具体的なケースを想定しないとそういうことは答弁できないはずなんですけれども、何度お尋ねしても同じ答弁ばかりされていきますので、これが安倍内閣の真意、教育勅語を何とかして各地域の学校で使わせたい、そういうふうにか理解できないところがございます。

じゃ、審議官に重ねて伺いますけれども、この教育勅語、学校で学習指導要領、幼稚園でしたら幼稚園の教育要領などに基ついて、特に学校の指導要領の中では父母や祖父母などへの敬愛、家族は協力してというようなことを教えているところがございます。教育勅語を、親孝行ですね、家族のために励みましようといったような親孝行を積極的の目的を持つ教育の中で教育勅語を使うことは憲法や教育基本法などに違反しないんでしようか、するんでしようか。明確に答弁ください。通告しております。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返しになって恐縮でございますけれども、具体的な教材を用いてどのような教育活動が各学校で行われるかということについては、各設置者、校長の判断ということでございますので、文部科学省において判断することということではございません。

一方で、学習指導要領におきまして、この道徳科の内容項目等につきまして、今、小西先生御引用なされました、例えば友達と仲よくするですか、そういった内容についてはこれは学習指導要領の中でも記載されているところではございません。

○小西洋之君 ちよつとも一回だけ聞かせていただいで、ちよつと是非理事にもお願いを、答弁によってお願いさせていただきたいと思ひます。もう一回聞きます。文科省において、学習指導要領で、父母や祖父母を敬愛し、家族協力し、今おっしゃつたような友達と仲よくですね、教育勅語の中で、稲田大臣などがおっしゃつていらっしゃるけれども、父母に孝行を尽くし、兄弟姉妹よくくしというようなことと、書いてありますけれども、教育勅語を、今申し上げたような親孝行、あるいはお友達と仲よく、あるいは兄弟仲よく、教育勅語の中にも互いに信義を持つて交わりという言葉がありますけれども、教育勅語を、親孝行や友達仲よく、そうした道徳を積極的に評価する、そういう教育の中で、そういう教材として、そのための教材として使うことは教育基本法やあるいは憲法などに照らして許されるんでしようか。許されるのかどうか、明確に。そういう考えがないんだつたら、考えはないと答弁してください。各学校に投げるんだつたら、それは文科省として考えを持っていないということになりますので、文科省としての見解を具体的に示してください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 教育勅語は、先生も御指摘のように、既に法制上の効力が喪失をされているものでございますので、それを学校で用いるという場合には、これは教材という形で用いるということになるというふうに考えております。

したがいまして、その教材をどのように使うかということについて、先生の御例のような、例えば憲法を肯定するような形でのようように使うかというものは各学校の判断でございますし、それがもし日本国憲法あるいは教育基本法の趣旨に反するものであるならば当然それは適切でないということでございますので、これは設置者なり教育委員会で指導を含め適切な判断がなされるというものであると思つております。(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(宇都隆史君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。文部科学省としては、基本的に各学校における個別具体的な教材の是非について判断する立場ではないということと、お答えを申し上げるところでございます。

○小西洋之君 各学校の教材の使い方の是非とかそういうことを聞いてはなくて、文科省として、各学校で教育勅語を、学習指導要領に書いてある親孝行的な考え方ですね、父母や祖父母に敬愛、家族協力、そして友達仲よく、それを積極的に評価する道徳教育の中で、教育勅語を、それを積極的に肯定する教材として使うことが許されると考えているのかどうかを伺つていまして、端的にお答えください。考えがないんだつたら、ないとおっしゃってください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返して恐縮でございますけれども、教育勅語を用いるということについては、これは教材を各学校でどう用いるかということでございますので、これについては、基本的に各学校における個別具体的な教材の是非について文科省として判断する立場にないということとお答えを申し上げているところでございます。

○小西洋之君 先ほど申し上げましたように、過去の衆参の本会議決議においては、憲法の基本理念、基本原則に反すると、基本的な人権を損なうものであるというふうな言っているわけですから、その使われ方について、しかも、教育勅語の本来の主旨を積極的に評価するような使われ方に対して文科省が見解を持っていないということは許されないんですけれども、ちよつとも同じ答弁ばかりをされていきますので、次に伺わせていただきますけれど、じゃ、ちよつと重ねて審議官に伺います。

一般論として、一般論です、どこかの学校じゃないです、一般論として、文科省として、幼稚園において幼稚園児に教育勅語を暗記させてそれを暗唱させる、そのような教育をやつていられる場合、そのような教育は憲法と教育基本法に違反すると考えているかどうか、違反しないとお考えなのだったら、その理由も含めて答弁ください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 教育勅語については法制上の効力については、それは喪失されていることはもう申し上げているとおりでございます。

そして、それを、教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とすることなく、憲法や教育基本法に反しないような適正な配慮の下で活用するという配慮が不可欠であるというふうに思つております。実際に個々の私立幼稚園においてどのような教育が行われるか、これは一義的にはそれぞれの園で創意工夫を凝らしながら考えるべきものでありますけれども、仮にそこで行われる教育活動が教育基本法等に照らし不適切であれば、それは当然所轄庁である都道府県において適切に対応されるべきものであると考えております。

○小西洋之君 先ほどから、もう答えずに、かつ各学校、そしてそれを所管する所轄庁というふうな言っているんですけれども、私が聞いてるのは法解釈を聞いているんですから。教育基本法の法解釈は政府としては文科省が御担当されているわけですから、後で申し上げます地教育法上、所轄庁ですね、具体的に言ううと、塚本幼稚園を所管している大阪府に幾らでも文科省は行政指導ができるわけですから、それは理由にならないわけですね。

もう一回聞きます。一般論として文科省は、日本の幼稚園において幼稚園児に教育勅語を暗記させ、それを斉唱させている教育が行われていた場合に、それを憲法違反とも教育基本法に違反するとも考えていないと、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(白間竜一郎君) 教育勅語につきましては、これはもう法制上の効力がないというま

のでございますので、これを教育の唯一の根本として学校教育で扱ふということについては、これは適当でないことは申し上げるまでもございませぬ。

その上で、各学校において、各幼稚園においてどのような教育活動、教材を用いるかについては文部科学省において判断する立場ではないということをおし上げておられるところでございます。

○小西洋之君 私、かつて霞が関の総務省にいたんですけれども、この国会で作られたもう数え切れないほどの法律ですけれども、それぞれの都道府県や市町村に管理監督を委任している法律、山のようにあります。ただ、最終的に全ての、当たり前ですけれども、ここにいらつしやる先輩、同僚の先生方、皆さん、百も御承知のことですけれども、法解釈はその霞が関の各省が担うわけでございます。もう先ほどからひたすら逃げの答弁をしておりますけれども。

じゃ、お手元の資料の配付資料の三ページを御覧いただけますでしょうか。先ほどから文科省がおっしゃっている、教育勅語を教育の唯一の根本というふうに掲げているような教育は駄目ですというふうなことはおっしゃっておるんですけれども、そうした教育をやっている学校が実は塚本幼稚園でございます。

塚本幼稚園の昨晩のホームページですね、ずっとこのホームページ、私が確認したこの二か月ぐらゐの間、ずっとこのホームページ掲げていらつしやるんですけれども、三ページですね。「教育内容」「毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国歌君が代を斉唱します。」というふうに書いてあります。右に行っていたら、その「教育内容」の続きですけれども、「十二の徳目」ですね。「塚本幼稚園の教育は、国を愛し人を愛する心を育て、小さな頃より心身ともに鍛え、躰を實踐します。皇室を尊び、日本の歴史と伝統文化を重視しています。教育の根柢は下記の十三の徳目を根幹とし、子供を二十一世紀の社会に通用する、すばらしい大人へと導くよう教育をしております。」

ます。」というふうに書いておられます。「教育の根柢は下記の十二の徳目を根幹とし」というのが実はその下の方に行っていたら、と、「十二の徳目には基となつておられるものがあります。」ちょっと飛ばさせておいて、明治天皇が、教育方針を明らかにするために明治二十三年十月三十日、教育勅語という形で発せられたというふうにしてあります。

つまり、これ通告してありますけれども、塚本幼稚園の教育の根柢は教育勅語であり、教育勅語に基づく十二の徳目であるというふうな文科省として認識しているという理解でよろしいですね。

○政府参考人(白間電一郎君) 森友学園塚本幼稚園において、今ホームページを御紹介になられたけれども、具体的にどのような教育が行われているか、そしてそれが法令等に照らして適切なものであったかどうかということについては、現在大阪府においてこのホームページ、リニューアルのホームページもございまして、これらも含めて現在確認しているところということでございますので、大阪府において適法に、適切に対応されるものと思っております。またそれを文科省としては注視をしているということでございます。

○小西洋之君 私、実は三月の十三日の予算委員会でのこの問題を取り上げて、文科省がなぜ行政指導をしないのかということをおし上げました。

実は、配付資料の五ページを御覧いただきたいんですけれども、先ほど申し上げました教育勅語に対する解釈は、第二次安倍内閣によって下村大臣の下で、私の確認している限り、全く百八十度変えられておられます。その下で今恐ろしい教育が行われている、広がるおしっているわけでございます。

五ページのこの議事録でございますけれど、これ何かと申し上げますと、昭和五十八年、中曽根内閣の時代に、私立の高等学校で教育勅語を朗読している、建国記念日に、そういう教育をやっていた学校があったんですね。そのことが国会で指摘

されて、真ん中の当時の瀬戸山文部大臣でございまして、率直に言つて遺憾なことである。ちょっと飛ばしていただいて、太い字ですけれども、そこで文科省といたしましては、その事態を承知いたしました。これはいわゆる島根県の認可学校でございますから、島根県を通じてそういうことのないように指導をしてくれと、こういうことを今勧告しておる。当時の地教法の仕組みで勧告、今でもその地教法の仕組みで文科省は大阪府に対して、塚本幼稚園を所管する大阪府に対して指導、是正、また地方自治法上の措置もございまして、できるわけでございます。その後、年明け一月二十五日ですけれども、どういう状況ですかという、そういう行政指導をしっかりとやっていると、そういうことを言っているわけでございます。

文科省に伺いますけれども、中曽根内閣時代には私立高校における教育勅語の朗読について文科省として行政指導、誠に遺憾であるという見解の下に行政指導をしているのに、なぜ塚本幼稚園に対しては、国会で取り上げられてからも一か月以上たちますし、少なくとも私が予算委員会で三月十三日に指摘してから三週間がたちます、国会でも二か月ぐらゐになりますかね、なぜ安倍内閣は、文科省は大阪府に対して行政指導を行わないんでしょうか。かつ、なぜそうした調査すら、昨日、大阪府はまだ、教育勅語の塚本幼稚園の問題について大阪府が調査しているかどうか承知していないと、調査していないんだらうと理解しているというふうなことを文科省の担当者から聞いておられますけれども、なぜ文科省は何もしないんでしょうか。

○政府参考人(白間電一郎君) 御指摘の昭和五十八年の島根県の私立高校の件でございますけれども、これにつきましては、県内の私立高校で建国記念日の学校行事で教育勅語を奉読していると、こういうことが明らかになった、また、所轄庁である島根県が当該高校に指導を行っていないことなどから県に対して指導を行ったというふう

うに考えております。

一方、森友学園の塚本幼稚園につきましては、現在大阪府において状況の確認ということをしていただいているということでございますので、文部科学省としては、それに対する大阪府の対応を見極めた上で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○小西洋之君 何も答えませんでした。重ねて伺います。当時の文部大臣は、教育勅語の私立高校における朗読という教育を、率直に言つて遺憾なことであると思っておりますというふうな明言しております。

文科省として、塚本幼稚園において幼稚園児が教育勅語を暗記し、毎朝斉唱しているというふうなホームページに書いてありますが、少なくとも斉唱しているのはいろんな動画で公知の事実、国民誰もが知っておりますという事態について、率直に言つて遺憾なことであると思つていらっしゃるかどうか、明確に答弁ください。遺憾と思つていらっしゃるかどうかだけをお答えください。

○政府参考人(白間電一郎君) 塚本幼稚園においてどのような教育が行われているかについては、これは具体的にどのような形で、法令に基づいてなされたことについて大阪府の方で確認をしているということでございますので、文部科学省としてはこれを注視してまいりたいということでございます。

○小西洋之君 幼稚園児が教育勅語を暗記して斉唱しているのは、日本国民の皆さん、テレビで見ている方、報道、新聞等々読んでおられる方皆さん、あと国会審議見ている方皆さん御存じのことであるという過去の文部大臣の答弁と同じ見解でよろしいですか。違うんだらうたら、違うというふうにお答えください。

よろしいですか。このときの文科大臣の答弁は、まさにこれ議事録であるように、島根県に勧告をしておりますよね、勧告しておりますわけ

すね。そうしたことも今、安倍内閣は何もしていないわけではございません。それでも何か月もたとうとして、少なくとも遺憾と思つておられるという見解をお持ちなのかどうかだけ答弁ください。

○政府参考人(白間電一 郎君) 先ほど御答弁させていただきますように、昭和五十八年の事例では、式日にまさに教育勅語を奉読するといったようなこと、また、島根県が当該高校に指導していなかったというふうなことから県に対し指導を行ったという中で、遺憾であったということでも御答弁がなされているというふうなふうに思っております。

塚本幼稚園については、先ほど御答弁させていただきましたとおり、大阪府の対応を踏まえまして文部科学省として対応してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 もう何度伺つても答えないので、安倍内閣として、幼稚園児の教育勅語の暗記、斉唱というものを止めないと、認めておられると、そういうふうな理解をさせていただきます。

稲田大臣は、二月二十三日の衆議院の予算委員会でごういふふうにおっしゃっております。一言一句読み上げますけど、「そして、そこで文科省がおっしゃっている丸覚えをさせることに問題があるということに関しては、どうなのかと思ひます。」というふうにおっしゃっております。

つまり、稲田大臣は、塚本幼稚園の教育勅語の幼稚園児の暗記、斉唱について、問題があるということに関しては、どうなのかと。実は、このとき文科省の担当者が丸暗記は問題だというふうな稲田大臣に説明したらしいんですけども、稲田大臣は丸暗記、丸覚えについては問題がないというふうにおっしゃっているんですけども、この見解、今も変わりませんか。先ほど御説明しました衆議院と参議院の国会議の過去の決議、教育勅語を排除する、憲法及び教育基本法の根本理念に反すると、そうした決議も踏まえながら答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、教育勅語は防衛大臣の所管ではなく、お答えする立場にはありませんが、先ほど来御答弁ありますように、教育勅語を戦前のように教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは考えてはおりません。

また、塚本幼稚園を含め、学校等における具体的な教育方法についても防衛大臣の所管ではなく、お答えは差し控えたいと思ひます。

○小西洋之君 さきの代表質問で伺いましたけれども、教育勅語というのは、かつて全日本兵が携帯を義務付けられた軍人手帳の中に軍人勅諭とともに明記をされていて、教育勅語の本旨というものは、いざというときには天皇陛下のために命を懸けると、そういうことが書かれていたわけでございます。天皇が臣民たる国民に与えた天皇に対する忠勤の徳目を書いたものでございます。

それを幼稚園児が暗記することを否定しない方が防衛大臣にいらっしゃることは、私は防衛大臣の職責に照らして極めて問題であると思ひます。なぜならば、自衛隊は、先ほどの御紹介した服務の宣誓にあるとおり、いざというときには身をもちて責務の完遂に努めると、そういうことを誓つていただいている、ほかにない特別の公務員の皆さんです。だからこそ、その自衛隊員を預かる防衛大臣はこの大臣にも増して個人の尊厳、個人の命の尊厳というものについて本質的な理解がなければいけないと思ひます。

稲田大臣に伺ひます。

稲田大臣は、かつてこういうことを言っておるんですけども、三月の八日の福島みずほ委員の質問ですけど、教育勅語が戦前、戦争への道、あるいは国民の道徳の規範になって問題を起したという意識はありますかという質問に対して、そういうような一面的な考え方はしておりませんというふうな答弁をされております。

稲田大臣に伺ひます。

防衛大臣たる者は、自衛隊員の命と尊厳、個人の尊厳の尊重という一番大切な価値について誰よりも理解していなければ私はいけないと思ひま

す。教育勅語はその個人の尊厳に反する、だからこそかつての国会議で排除等をされているものであるわけでございます。防衛大臣として、教育勅語の丸暗記を否定しない、否定するということを明言しなかつたり、教育勅語には日本社会が取り戻すべきそういう精神がある、そうしたお考えは自衛隊員を預かる防衛大臣として全く不適切な、そういう見解だとお考えにならないでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 今、軍人勅諭のお話でございます。軍人勅諭についても教育勅語と同様に現行憲法の下で既にその効力を失つておられるというふうな承知をいたしております。

自衛官に關して言えば、先ほど来先生が御指摘になつておられるように、自衛隊法五十二條に定める服務の本旨に基づき、使命の自覚、個人の充実、責任の遂行、規律の遵守、団結の強化などを基本にした教育がなされておられ、軍人勅諭を復活させるべきものとは全く考えておりません。

また、さきの大戦に關して福島みずほ委員からお尋ねがありましたけれども、それについての認識は戦後七十一年の内閣総理大臣談話で述べられたとおりであり、そういった尊い犠牲の下に現在の日本の平和があることをかみしめて、私は防衛大臣として、我が国の平和と安全、国際社会の平和と安定に全力を尽くす所存でございます。

○小西洋之君 稲田大臣は、かつて教育勅語が天皇陛下のためにいざというときは命を懸けて戦いなさい、命尽くしなさいという内容だったんですけど、これについては争ひはありません、ありません。そういう教育勅語の下で、かつての赤紙一枚で徴兵された日本兵が、無残な特攻隊やあるいは玉砕攻撃を始めたようなそういう死に方、あるいは、日本国民の皆さんが空襲、かつて防空法というふうな法律がありましたけれども、国民が火を消せという、守れというふうな法律がありましたけれども、教育勅語の下で、かつての日本兵や日本国民が無残な死をしたことは一面的な見方であると。私は、それこそが教育勅語の歴史的な責任であり、教育勅語が現憲法下において排除さ

れなければいけない根本的な理由だと思ひますけれども、一面的な考え方だというふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(稲田朋美君) 教育勅語の解釈に關しては私の所管ではなく、お答えは差し控えたいというふうな思ひます。

いづれにせよ、教育勅語を戦前のように唯一の根本理念として、教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは全く考えておらず、防衛大臣としては、これ以上、教育勅語についてお答えすることは差し控えたいと思ひます。

○小西洋之君 いや、大臣、答えていますよ。さつき言った、三月八日で、そういう一面的な考え方はしていませんと答えているんですから、もう一回ちゃんとそれを答弁してください。

教育勅語が、個人の尊厳を否定する教育勅語が、過去の日本兵や国民の無残な死をもたらした、そういう歴史的な事実、それは教育勅語に關する一面的な考え方だと、そういう理解で今もいらつしやるんでしょうか、明確に答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 先ほど述べましたように、さきの大戦に關して私の認識は、戦後七十一年の内閣総理大臣の談話で述べられたとおりであつて、尊い犠牲の下に現在の平和があることをかみしめ、私は防衛大臣として、我が国の平和と安全、国際社会の平和と安定に全力を尽くすというところでございます。

○小西洋之君 全く何も答えていませんけど。冒頭、憲法違反の最高裁判決が確定しても大臣も議員辞職もする覚悟ないというふうな、その覚悟について明言、何も答弁されませんでしたけれども、その根底に、稲田大臣は、我々と同じ仲間、市民である自衛隊員の命と尊厳に対する思い、理解、日本国憲法が保障している自衛隊員の個人の尊厳、命、そうしたものに對する根本的な理解を欠いていると、そうしたことを御指摘させていただきます。

では、ちよつとACSAの内容について何かわせていただきます。

ます。
で、附帯決議の第七項でございますけれども、
弾薬の提供は……（発言する者あり）そうです
ね、休憩中の採決でございます。福山筆頭理
事、ありがとうございます、アドバイス。

弾薬の提供は、緊急の必要性が極めて高い状況
下にのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機
関銃などの他国の要員などの生命、身体を保護す
るために使用される弾薬の提供に限ることという
附帯決議がございます。で、この附帯決議を、政
府として趣旨を尊重して適切に対処するというふ
うに言っておりますので、議会の決議ではござい
ますけれども、安倍内閣なりのこの附帯決議の当
然理解があるわけでございます。その理解につい
て伺います。

緊急の必要性が極めて高い状況というのは具体
的にどういう状況でしょうか。簡潔に答弁くださ
い。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

御指摘の附帯決議において、いわゆる五党合意
というものに言及しているわけでありますが、こ
れまさに政党間の合意でございます。その解釈に
ついて政府の立場から確定にお答えすることはで
きません。

ただ、その上で申し上げれば、弾薬について
は、通常、各国の軍隊が活動するに際しては自ら
必要な量を携行して補給を行うこととなるのが通
例だと思えます。しかしながら、一般論として申
し上げれば、他国軍隊が予期せぬ事情によって自
隊等の防護に必要な弾薬さえも不足してしまふよ
うな状況で、自衛隊からの支援が必要となる可能
性、これは否定できないのであらうと思えます。
これ、例えば、過去に南スーダンPKOにおいて
韓国隊に対しての弾薬提供といった事例が生じて
いるわけであります。政府としては、御指摘の緊
急の必要性の高い場合とはこういった場合である
と受け止めております。

いずれにしても、実際に弾薬提供を行うに際し
ては、支援対象国からの具体的な提供の要請内容

に基づいて、五党合意も含めて、我が国の政策、
関連条約、法律等の整合性を検討した上で、自衛
隊の部隊等における弾薬の保有状況、あるいは弾
薬提供の必要性、緊急性などを踏まえて、我が国
として主眼的に判断をしたいと思っております。

○小西洋之君 今、もう聞いたことには答えてい
ないんですね。ちなみに、この拳銃、小銃、機関
銃などというふうにありますけど、この「など」
は、昨日の防衛省の説明によりますと例示である
と、戦車砲の砲弾だとF15戦闘機のミサイルな
ども解釈上は排除されていないというふうな政府
としては理解しているというふうな御説明がござ
いました。

つまり、憲法前文の平和主義の法理の下で、日
本が攻撃もされていない、武力攻撃が日本に対す
るものが発生していないような状況下でどこかの
軍隊に弾薬を渡すというふうなことは、もうこれ
小学生が考えたってできるわけがないわけござい
ます。つまり、これら存立危機事態、まあ集団
的自衛権あるいはその後方支援というのは、違憲
の自衛隊の活動であると思うわけであります。

ここでちょっと防衛装備庁に伺いますけれど
も、この度、安倍政権になって初めて大学の軍事
研究予算というものがつくられて、三億、六億、
今年には百十億に予算が拡充されております。この
防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度ですけれ
ども、その成果の活用先ですね、自衛隊のあら
ゆる行動を排除しているわけではないと、当然想
定しての研究であると。そのことだけ簡潔に答弁
いただけますか。早口でお願いします。

○政府参考人(石川正樹君) 御指摘の点ござい
ますけれども、防衛省における装備品の研究開発
は、安全保障技術研究推進制度の研究成果の活用
を含めまして、自衛隊法第六章に規定する自衛隊
の行動との関係において特段の制限は設けられて
おりません。なお、この制度につきましては、基
礎的な研究でございますので、装備品等に直接適
用できるものではございません。

○小西洋之君 基礎研究であっても、かつて基礎
研究から原子爆弾がつくられたんですね。今防衛
装備庁が答弁されたように、違憲の武力行使であ
る集団的自衛権についての適用というものも排除
するものではない、そのための研究でもあるとい
うことでございます。

会計検査院にお願いがあるんですけども、先
ほど稲田大臣とも議論させていただきましたよう
に、集団的自衛権の解釈変更は違憲でございます
。ですので、会計検査院として、この防衛装備
庁の安全保障技術研究推進制度に関する支出が憲
法に違反する支出でないかについて、合規性の観
点から検査をし、国会に報告をしていただきたい
と思っておりますが、会計検査院の見解をお願いいた
します。

○説明員(腰山謙介君) お答えいたします。

会計検査院は、会計検査院法の規定に基づき、
国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定
める会計の検査を行っております。また、検査に
おいては、合規性、経済性等の多角的な観点から
検査を実施しております。

委員お尋ねの点でございますが、特定の法律や
その解釈等が憲法に抵触するかにつきましては、
国の収入支出の決算や法律に定める会計ではござ
いせんこと、会計検査院はこれ自体を検査し指
摘する立場にはないことを御理解いただけれ
ばと思えます。

その上で、一般論として、合規性の観点からの
検査に当たっては、関係法令等を所管している各
府省の見解を聴取したり、関係する判例等の内容
を検討したりするなどの結果、会計検査院として
、誤った法令解釈に基づいて行政の支出がなさ
れていると判断される場合には、合規性の観点か
ら指摘することもあり得ると思えます。

いずれにいたしましても、委員お尋ねの支出に
つきましては、委員の問題意識も念頭に置きなが
ら、適切に検査を実施してまいりたいと思いま
す。

りがとうございました。

重ねて伺いますけれども、その検査の際に、会
計検査院法三十条の二の不当と認められた場合には、
もう国会に報告すべきと思つたときには直ちに報
告をする、あるいは省庁に対する三十四条の措置
要求もありませんけれども、そうしたことも必要と
認めるときは行うということ、簡潔に答弁くだ
さい。

○説明員(腰山謙介君) 検査に必要な時間と取り
まともに必要な時間を確保した上で、適切に対応
してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 済みません、最後ちょっと外務大
臣に簡潔に伺わせていただきたいと思つますけれ
ども、このACSAが依拠する積極的平和主義で
すね、私は、積極的平和主義というのは積極的軍
事主義で憲法前文の平和主義に反するものだと考
えておりますけれども、いずれにいたしまして

も、平和なる主義を掲げるのであれば、さきの核
兵器禁止条約交渉決議不参加、この不参加の理由
について、私は、参加をして、岸田五原則にある
ような考え方も踏まえながら、ただ、参加をして
保有国と持つていない国との間の調整、橋渡しを
もう死に物狂いで頑張ると、死に物狂いで頑張
ると、頑張りが世界全体で法的に核兵器を
廃絶するという枠組みと、政府が、安倍内閣がこ
れまでやっているというふうな主張されている段
階的に核保有国の間で核兵器を削減していく、そ
の取組を両輪させるやり方というのは私はあると
思うんですけども、そういうやり方はないと考
えよう入ることすら不適である、そのように考
える理由について御説明いただけますでしょうか。
○国務大臣(菅田文雄君) 核兵器禁止条約交渉
議にどう臨むかということについて、我が国は唯
一の戦争被爆国としてどうあるべきなのか、核兵
器のない世界を目指すために唯一の戦争被爆国と
してどう行動すべきなのか、こういったことにつ
きまして、慎重に、そして十分に検討をいたしま
した。

先ほど我が国の基本的な立場は申し上げたので

繰り返しません、基本的には、この二つの大切な認識の下に、核兵器国と非核兵器国の協力の下に、現実的、実践的な取組を積み重ねるというものであります。

今回の会議において、我々は参加をし、そして考え方を主張いたしました。しかしながら、会議自体が核兵器国が参加をしていない、そして日本とともに行動してきた中道国もほとんど参加をしていない、こういった中ですので、核兵器国と非核兵器国の協力という観点からは逆効果になってしまふ、こういったことから以後の参加を見合わせたということでありませう。

我が国としては、今行われているNPTですとかCTBTですとかFMCTですとか、こうした核兵器国と非核兵器国が共に参加している枠組みを辛抱強く追求していくべきだと思います。こうした追求を行うことによって、核兵器の国際社会におけるレベルを全体として引き下げていき、これは今回核兵器禁止条約交渉の中でも申し上げたところですが、最小限ポイントという考え方に立って今後議論を進めるべきではないか、このように思っています。

要は、様々な今の取組を全体として進めながら、国際社会全体の核兵器の水準を下げ、一定の最小限ポイントというポイントまで引き下げた段階で法的拘束力のある条約を導入することによって、最後、核兵器のない世界にたどり着く、こういったシナリオを考えていくべきだと我が国は思っています。この法的拘束力のある条約の使い方間違えてしまふと、このシナリオが進まなくなってしまう、逆行してしまふ、こういった懸念を今回の会議におきましても我が国は主張をしたわけでありませう。

是非、我が国のこの基本的な考え方、これ、国連の総会の決議においても百六十か国を超える多くの国々から賛同を得ています。この考え方を今後とも追求していきたい、このように考えています。

○小西洋之君 伺いたいところですが、時間です

ので終わります。ありがとうございました。

○委員長(宇都隆史君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後三時十分まで休憩いたします。

午後零時六分休憩